

広域連携制度の概要

	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行	連携協約
根拠条文	地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2	地方自治法第252条の7～第252条の13	地方自治法第252条の14～第252条の16	地方自治法第252条の16の2、第252条の16の3	地方自治法第252条の2
組織	○会長及び委員（構成団体職員から選任）				
類型	①管理執行協議会 ②連絡調整協議会 ③計画作成協議会	①議会事務局、②執行機関（委員会若しくは委員）、③付属機関、④行政機関、⑤内部組織、⑥委員会事務局、⑦職員、⑧専門委員の共同設置			
イメージ					
法人格					
構成団体	普通地方公共団体				
概要	○行政界を越えた事務処理の合理化 ○普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成する	○行政機構の簡素化による経費節減、事務処理の効率化、人材確保等 ○議会事務局、執行機関としての委員会若しくは委員、執行機関の附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、職員又は専門員を共同で設置	○普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる	※広域連携の一層の推進のため、より弾力的な制度として平成26年度に創設 ○普通地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該団体の名において他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員に管理し及び執行させる	○都市圏域全体の経済成長の牽引や生活関連サービスの向上等を目的に連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び圏域内の役割分担を定め、執行する
設置の手続き	○議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし協議会②は議決不要）※連携協約は議会の議決を経た協約を締結し、その旨及び連携協約を告示 ○都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出				
構成団体の議会の議決	○構成団体数の増減 ○規約の変更 ○廃止		○委託事務の変更 ○事務委託の廃止	○代替執行事務の変更 ○事務の代替執行の廃止	○連携協約の内容の変更 ○連携協約の廃止
議員及び長の選挙の方法					
経費の負担	○構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める		○委託団体が負担し、その方法は規約で定める	○事務を委ねる団体が負担し、その方法は規約で定める	○規約で定める
その他の特徴	○協議会固有の財産・公の施設、職員を有さない(事務は派遣職員が処理する) ○構成団体の執行機関は消滅しない ○管理執行協議会は構成団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と構成団体との間には代理に準ずる効果が認められる	○共同設置した機関等は構成団体の共通機関としての性格を有するため、共同設置した機関等の管理・執行したことの効果は、それぞれの構成団体に帰属する	○受託団体が当該事務を処理することにより、委託団体が自ら当該事務を管理・執行した場合と同様の効果を生ずる ○当該事務についての法令上の責任は、受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内において、当該事務を管理執行する権限を失う	○事務を委ねる側はその意向・基準を反映させながら、相手方の専門的な技術を活用できる ○当該事務についての法令上の責任は、事務を委ねる団体に帰属するので、委託先の事務処理の状況について必要な調査・審査等を行う必要がある	○役割分担の基本的な方針や政策面での役割分担を文面化することで明確化が図られる ○総務大臣等は関係団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告できる ○自治紛争処理委員による処理方針の提示といった紛争解決のための手続が法に盛り込まれている
全国の事例	○広域行政計画等、社会教育、農業用水、小学校、中学校 等	○介護保険、公平委員会、障害者福祉	○公平委員会、住民票等の写しの交付、競輪・競馬・競艇 等	— ※平成26年法改正により創設	— ※平成26年法改正により創設

	一部事務組合	広域連合	連携中枢都市圏	定住自立圏
根拠条文	地方自治法第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条の 2	地方自治法第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13、第 292 条～第 293 条の 2	連携中枢都市圏構想推進要綱	定住自立圏構想推進要綱
組織	○執行機関、議会及び監査委員(広域連合は選挙管理委員会必置)			
類型	①一部事務組合 ②複合的一部事務組合			
イメージ				
法人格	あり(特別地方公共団体)			
構成団体	普通地方公共団体、特別区など			
概要	○普通地方公共団体又は特別区の事務の一部を共同処理する	○普通地方公共団体又は特別区で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する	○連携中枢都市宣言後、議会の議決を経た連携協約の締結、告示により形成 ○その後、都市圏ビジョンを策定	○中心市宣言後、議会の議決を経た定住自立圏形成協定の締結、公表により形成 ○その後、定住自立圏共生ビジョンを策定
設置の手続き	○議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入は総務大臣、その他は都道府県知事の許可 ○総務大臣の許可には、国の関係行政機関の長との協議が必要			
構成団体の議会の議決	○構成団体数の増減 ○解散(組合は届出、連合は許可) ○処理事務の変更 ○解散に伴う財産処分 ○規約の変更			
議員及び長の選挙の方法	○規約で定める(方法に制限はない) ○規約で定める(住民による直接選挙又は構成団体による間接選挙に限られ、充て職は認められない)			
経費の負担	○構成団体が負担するか、組合財産の収入で支弁するか等を規約で定める ○構成団体が負担し、支弁し、その方法は規約で定める			
その他の特徴	○直接請求は認められないが、実例により監査委員が義務設置とされているため、住民監査請求をすることができる ○住民の存在を前提とする ○国・都道府県に権限移譲を要請でき、国・都道府県からの権限移譲受入が可能 ○直接請求が認められている ○構成団体に対する規約変更の要請、広域計画実施のための勧告ができる ○構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合又は広域連合の成立と同時に消滅する ○組合又は広域連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される ○条例等の制定権を有する ○課税権はない			
全国の事例	○ごみ処理・し尿処理、消防・救急、火葬場 等	○後期高齢者医療、介護保険、ごみ処理・し尿処理 等	静岡市など都市圏ビジョン策定済の圏域数 16 圏域 (H28.8.16 現在)	飯田市、湖西市など定住自立圏共生ビジョン策定済の圏域数 99 圏域(H28.8.1 現在)